

指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所は富山市指定の居宅介護支援事業所です。
(事業所番号 1670112430)
2. 当事業所では介護を必要とされるご契約者及びその家族からの相談を受け、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、保健機関等と連携し適切なサービスを効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
3. 通常の事業の実施地域
旧富山市内
4. 営業日及び営業時間は、次の通りです。
月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時
(祝祭日、8月14日～16日 12月29日～翌1月3日までを除きます。但し、会社が指定する日はこの日限りではない。)
上記営業日以外は、必要に応じてご契約者様及びその家族からの相談に対応するために、24時間の連絡体制を確保しております。(当事業所の介護支援専門員が輪番制で対応致します)
5. 居宅介護支援の提供方法及び内容
 - (1) 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者、ご家族から求められたときは携行する身分証明書を提示します。
 - (2) 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護等の有効期間が満了する2ヶ月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
 - (3) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付いた指定居宅サービス事業者の選定理由について説明を求められます。
 - (4) 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 訪問又は相談を受ける際、暴力、暴言などあった場合
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

以上のいずれかに該当する場合には、その旨を当該保険者に通知することとします。

 - (5) ご契約者様が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、ご契約者様の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますよう、よろしく申し上げます。

6. 居宅介護支援の内容

(1) 居宅介護サービス計画の作成

- ア) 介護支援専門員、有資格者の配置
- イ) ご契約者、ご家族への情報提供
- ウ) ご契約者の実態把握
- エ) 居宅サービス計画の原案作成
- オ) サービス担当者会議の開催
- カ) ご契約者の同意

(2) サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施

(3) 介護保険施設の紹介

(4) その他

- 1. 地域包括支援センターから紹介を受けた困難事例に係る方への指定居宅介護支援の提供

7. 居宅サービス計画書の変更

ご契約者が居宅サービス計画書の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します

8. 介護施設、サービス事業所への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合、サービス事業者への紹介などには家庭状況、心身状況など利用者様、ご家族様の意向も理解しながら公正、公平、中立に紹介を行います。

9. 苦情相談

①苦情相談窓口

当事業所に対する苦情等がありましたら、(076-431-0158)までお申し出下さい。

苦情受付担当 職名、管理者 齋藤 正義

苦情解決責任者 職名、統括責任 江戸 健吾

富山市介護保険課	所在地	富山市新桜町7番38号
	電話番号	076-443-2041

国民健康保険団体連合会	所在地	富山市下野宇野豆田955-3
	電話番号	076-431-9827

富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	富山市安住町5-21
	電話番号	076-432-3280

②苦情に関する体制及び手順

- (1) 苦情があった場合は、直ちに利用者やその家族と連絡をとり、事情を聴衆し、苦情の内容を整理する。
- (2) 担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者に相談した上で利用者などに対応する。

- (3) 管理者は、担当者及び、他の従業者と苦情の処理に向けた検討会議を開催し協議する。
- (4) 検討会議の結果を踏まえ、処理対応内容を纏める。
- (5) 管理者は、原則として翌日までに従業員に指示する。
- (6) 苦情処理台帳を作成し、処理結果を記載するとともに再発防止に努め且つ役立てる。

10. 勤務体制

管理者・主任介護支援専門員 1 名（兼務）、主任介護支援専門員 4 名、
介護支援専門員 1 名

11. 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を洩らしません。

12. 利用料金

原則、自己負担額はあります。（法定代理受領により富山市より当事業者に対して支払われます）

但し、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が支払われない場合は、利用料金をお支払下さい。

13（緊急時の対応）

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

14（事故発生時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

居宅介護支援費

看取り期に置けるサービス利用前の相談・調整等に係る評価について、サービス利用の実績がない場合でも算定可能

※特定事業所加算（Ⅱ）を算定しております。その他加算は必要に応じて算定致します。

1 4. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：齋藤正義

1 5. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 6. 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7. ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ

相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 第三者評価の実施
なし

ふる里の風 居宅介護支援事業所

〒930-0816

TEL: 076-431-0158

FAX: 076-431-0127

事業所名称 ふる里の風 居宅介護支援事業所
管理者 齋藤正義 (住所 富山市上赤江町1-12-6)
法人名 株式会社 ビレッジ・フィールド
代表取締役 村野秀治 (住所 富山市住吉町2丁目6-19)

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要事項を説明しました。

ふる里の風 居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____

私は、利用契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援サービスについての
重要事項の説明を受けました。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住所 _____

利用者 _____

(家族代表者又は代理人

住所 _____

続柄

)

指定居宅介護支援事業所 利用契約書

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を過ごせるように支援することを目的とし、相談、援助、介護計画作成を行い医療、介護、保健機関と連携することで適切なサービスを効果的に提供されるよう支援します。

第2条（契約期間、解除）

本契約の有効期限は、契約締結の日からその年の12月31日までとする。但し、契約期間満了の日の10日前までに利用者からの契約終了の申し入れがない場合には、本契約同条件にて更新されるものとします。また、契約期間中であっても、利用者の意思により途中で契約を打ち切ることに、事業者はいつでも応じることとする。また、事業者は利用者が従業者に対し生命、身体、財物、信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、改善が見込めない場合は契約を解除することができる。

第3条（居宅介護計画の作成 変更）

1. 事業者がご契約者、ご家族の状態、意向を考慮し居宅介護計画（ケアプラン）を作成します。
2. 事業者はご契約者、ご家族の状態、意向を考慮し居宅介護計画（ケアプラン）対して内容を説明し、同意を得た上で決定するものとします。
3. 事業者はサービス事業者（デイサービスなど）と連携を密にし、利用者の心身及び生活環境に変化がないかを定期的に確認し、居宅介護計画（ケアプラン）に変更が必要な場合には事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅介護計画（ケアプラン）を変更します。

第4条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第5条（居宅介護支援の内容）

- (1) 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者、ご家族から求められたときは携行する身分証明書を提示します。
- (2) 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護等の有効期間が満了する2ヶ月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- (3) 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 訪問又は相談を受ける際、暴力、暴言などあった場合
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

以上のいずれかに該当する場合には、その旨を当該保険者に通知することとします。

第6条（利用料金の支払い）

居宅介護支援費

看取り期に置けるサービス利用前の相談・調整等に係る評価について、サービス利用の実績がない場合でも算定可能

※特定事業所加算（Ⅱ）を算定しております。その他加算は必要に応じて算定致します。

原則、自己負担額はありません。（法定代理受領により富山市より当事業者に対して支払われます）但し、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が支払われない場合は、利用料金をお支払下さい。

第7条（利用料金の変更）

サービス利用料金については介護保険法の改正により、介護給付費体系に変更がある場合以外には変更は無いものとする。

第8条（事業者の義務）

1. 事業者は利用者の生命、身体、安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者はサービス提供の記録を5年間保管し、利用者、その家族等の請求に応じ、これを閲覧、複写するものとする。

第9条（緊急時の対応）

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第10条（守秘義務）

事業者はサービス提供上知り得た利用者、その家族に関する内容について第三者に漏洩しません。契約終了後も守秘義務は継続します。ただし、緊急時の医療機関への連絡等はこの限りではない。また利用者の心身の向上を図るためにサービス事業者（デイサービスなど）との情報交換を行うなどの正当な理由がある場合はこの限りではない。

第11条（苦情処理）

当事業所に対する苦情等がありましたら、（076-431-0158）までお申し出下さい。

苦情受付担当 職名、管理者 齋藤 正義
苦情解決責任者 職名、統括責任者 江戸 健吾

富山市介護保険課 所在地 富山市新桜町7番38号
電話番号 076-443-2041

国民健康保険団体連合会 所在地 富山市下野宇野豆田955-3
電話番号 076-431-9827

富山県福祉サービス運営適正化委員会
所在地 富山市安住町5-21
電話番号 076-432-3280

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が記名捺印し、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

利用者ご家族

住所

氏名

(続柄)

事業者

住所

氏名

富山市住吉町2丁目6の19

株式会社 ビレッジ・フィールド

代表取締役 村野 秀治 印